別表第四中一の十一の項を一の十二の項とし、一の十の項を一の十一の項とし、一の九の項の次に次のように加える。

一の十　市町村長	地方自治法による同法第二百三十一条の三第一項の督促、同条第二項の徴収、同条第三項の処分若しくは同法第二百四十条第二項の督促若しくは強制執行又は同法に基づく条例による歳入（地方税を除く。）の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第四の三の二の項の次に次のように加える。

三の三　指定都市の長	難病の患者に対する医療等に関する法律による同法第五条第一項の特定医療費の支給、同法第六条第一項の指定医の指定又は同法第二十八条第二項の指定難病要支援者証明事業の実施に関する事務のうち、同法第四十条の規定により指定都市の長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第四の四の六の項中「小児慢性特定疾病医療費の支給」の下に「、同法第十九条の三第一項の指定医の指定、同法第十九条の二十二第四項の小児慢性特定疾病要支援者証明事業の実施」を加え、同表の四の三十八の項中「による」の下に「同法第七条第三項ただし書の探索、」を加え、同表中五の三の項を五の四の項とし、五の二の項を五の三の項とし、五の項の次に次のように加える。

五の二　保健所を設置する市又は特別区の長	使用済自動車の再資源化等に関する法律による同法第四十二条第一項の登録、同条第二項の更新、同法第四十六条第一項の届出、同法第五十三条第一項の登録、同条第二項の更新、同法第五十七条第一項の届出、同法第六十条第一項の許可、同条第二項の更新、同法第六十三条第一項の届出、同法第六十七条第一項の許可、同条第二項の更新、同法第七十条第一項の届出、同法第七十一条第一項の許可又は同法第七十一条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第四の六の二の項の次に次のように加える。

六の三　市町村長	土地区画整理法による土地区画整理事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの
六の四　市町村長	首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律による工業団地造成事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの
六の五　市町村長	新住宅市街地開発法による新住宅市街地開発事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの
六の六　市町村長	近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律による工業団地造成事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの
六の七　市町村長	流通業務市街地の整備に関する法律による流通業務団地造成事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの
六の八　市町村長	都市再開発法による市街地再開発事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの
六の九　市町村長	新都市基盤整備法による新都市基盤整備事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの
六の十　市町村長	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法による住宅街区整備事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの
六の十一　市町村長	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による防災街区整備事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの
六の十二　河川法第九条第五項の一級河川を管理する指定都市の長若しくは同法第十条第二項の二級河川を管理する指定都市の長又は同法第百条第一項の準用河川を管理する市町村長	河川法による同法第七十五条第一項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の命令又は同法第七十七条第一項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の指示に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第四の八の二の項の次に次のように加える。

八の三　土壌汚染対策法第六十四条の政令で定める市の長	土壌汚染対策法による同法第三条第三項の通知、同法第四条第三項若しくは第五条第一項の命令又は同法第七条第一項の指示に関する事務のうち、同法第六十四条の政令で定める市の長が行うこととされたものの実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第五中第四号の三を第四号の四とし、第四号の二を第四号の三とし、第四号の次に次の一号を加える。

四の二　地方自治法による同法第二百三十一条の三第一項の督促、同条第二項の徴収、同条第三項の処分若しくは同法第二百四十条第二項の督促若しくは強制執行又は同法に基づく条例による歳入（地方税を除く。）の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第五中第九号の八を第九号の九とし、第九号の七を第九号の八とし、第九号の六を第九号の七とし、第九号の五の次に次の一号を加える。

九の六　社会福祉士及び介護福祉士法による同法第四十八条の三第一項の登録、同法附則第十一条第一項の交付又は同条第二項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第五第十号の十二の次に次の一号を加える。

十の十三　畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律による同法第三条第一項若しくは第四条第一項の認定、同法第九条第二項の届出又は同法第十条第一項から第三項までの認可に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第五第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二　家畜改良増殖法による同法第十六条第一項の免許又は同法第二十四条の許可に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第五第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二　遊漁船業の適正化に関する法律による同法第三条第一項の登録、同条第二項の更新又は同法第七条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第五第十五号の次に次の三号を加える。

十五の二　採石法による同法第三十二条の登録又は同法第三十二条の七第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

十五の三　砂利採取法による同法第三条の登録又は同法第九条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

十五の四　使用済自動車の再資源化等に関する法律による同法第四十二条第一項の登録、同条第二項の更新、同法第四十六条第一項の届出、同法第五十三条第一項の登録、同条第二項の更新、同法第五十七条第一項の届出、同法第六十条第一項の許可、同条第二項の更新、同法第六十三条第一項の届出、同法第六十七条第一項の許可、同条第二項の更新、同法第七十条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの